

障がい児加配申請について

【 加配保育士がつくまでの流れ 】

在 園 児	新 規
①加配保育利用申請書を子育て支援課へ提出 ②所属園にて対象児童の行動観察実施 ③加配審査会による審査 ④保護者・園へ通知の送付	①加配保育利用申請書を子育て支援課へ提出 ②面談等による行動観察の実施 ③加配審査会による審査 ④保護者・園へ通知の送付

【 申請にあたっての留意事項 】

- 在園児の加配保育の申請は、園でのお子さんの様子や加配保育の必要性について所属園と相談の上で申請をお願いします。
- 加配保育の申請は、原則次年度配置分となります。やむを得ない事情により年度途中の申請となった場合、すぐに審査会を開くことができない場合があります。
- 加配保育の決定がおりても、入所園にて加配保育士が雇用できない等の理由で、すぐに加配保育士を配置出来ない場合があります。
- 進級時に継続して加配保育を希望される児童についても、年度毎に申請が必要です。

【 必要書類 】

1. 申請者全員

- ・加配保育利用申請書
- ・発達検査の結果等、お子さんの発達状況がわかる資料（※実施していない場合は不要）

2. 交付されている方のみ

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・小児慢性医療受給者証
- ・特別児童扶養手当受給者証

※診断書については提出不要です。但し、審査会での判断材料として要求する場合がありますのでその際には提出をお願いします。既に受診を終えて、診断書等をお持ちの方については審査会での参考資料とさせていただきますのでご提出をお願いします。